

## 学会の法人化について

1. はじめに
2. 法人化する理由
3. 法人化のデメリット
4. 法人化の概要

一般社団法人日本家族心理学会定款案

一般社団法人日本家族心理学会定款細則案

### 1. はじめに

日本家族心理学会は、かねてより一般社団法人化を目指し検討してまいりましたが、2017年より法人化する目処がたち、8月6日の常任理事会で十分に議論の上承認されました。今後は10月の理事会で承認を受け、最終的には総会で承認していただくことで、正式に決定いたします。法人化は学会組織として大きな変革ですので、総会にはできるだけ多くの会員がご参加くださり、賛同していただくようお願いしております。

なお諸般のご事情で総会に参加できない場合を考慮し、全会員宛にご意見を伺う往復ハガキをお送りいたしました。8月20日に発送いたしましたので、恐縮ですが返信ハガキあるいはその他の手段により、9月15日（木）までに法人化の可否についてご意見をお聞かせいただきますようお願い申し上げます。

正式な決定手続きは、学会会則「第21条（会則の変更）本会則は、理事会の議決を経て、総会に出席した会員の3分の2以上の賛成による承認がなければこれを変更することはできない」によりますが、会員各位のご意見をできるだけ尊重するよう努めたいと存じますので、ぜひ多くのご意見をお寄せくださいますよう重ねてお願い申し上げます。

### 2. 法人化する理由

もっとも大きな理由は、団体として社会的信用を得ることです。社会的活動や契約などの社会的行動をするためには、社会的信用が担保されなければなりません。法人化はそのために必要な条件です。対内的にも学会の運営がより透明化されます。

現在、公認心理師資格制度の発効に向けて具体的な作業に入っております。将来、公認心理師に「家族援助」の専門性を付与する学術団体として活動することが考えられますが、その場合にも法人化は大きな意味をもつだろうと推測されます。

### 3. 法人化のデメリット

社会的信用が担保されるためにもっとも重要なことは、会計管理です。そのためには税理士等の指導を受けなければなりません。広くいえば必要に応じて第三者の支援を必要とする機会が増える可能性が増します。そのために費用がかかるので、後述するように会費を値上げせざるをえません。

### 4. 法人化の概要

1)会員の権利：法人化しても、研究発表、大会参加、研究誌の受領等、会員の基本的な権利は従来とほとんど変わりません。大きく変わるのは学会の運営に関わる会員の権利です。

2)社員と代議員：ご承知の方も多いと思いますが、法人の運営に関わる権利＝決定権を有する者は社員と呼ばれます。法人では社員総会が最高の議決機関です。本学会も他の多くの学会と同様に、会員から選ばれた代議員をもって社員とする方法を選びました。会員＝社員とする7方法もありますが、900名以上の社員が定足数を満たす総会を開くことは現実的ではありません。したがって、本学会も代議員制を採用しました。

現学会（任意団としての日本家族心理学会）と法人化した後の会員組織を比較すると、現在は、会員－理事－常任理事－理事長という構造ですが、法人になると、会員－代議員－理事－代表理事（理事長）になります。代議員の数は27名で、その中から理事11名を選び学会を運営していきます。ちなみに代議員は、会員30～40名に1名としています。計算上、27名という数は会員が810名～1080名であれば変える必要がない数です。会員の学会に対する意思は代議員を通して反映されます。選挙は隔年で実施されますので、代議員として学会の運営にふさわしい方を選ぶ機会は、従来よりも増えています。

なお、法人設立時の代議員は、学会の継続性と移行時の混乱を避けるために、設立時のみ現学会の理事があたることにしましたので（定款案附則第1項）、代議員数は変則です。

3)会費：もう一つ大きく変わるのは会費です。一般会員の会費を年間¥1,000値上げし¥8,000としました。これに連動して、減額会員、学生会員の会費も値上げしました。これは法人化のデメリットでお示したように、社会的信用を得るためには、学会の運営に専門家の援助が欠かせないからです。振り返れば学会が設立されてから30年以上、会費は据え置きでしたから、お認めいただきたいと思います。それでも他の学会に比べて特段に高いわけではありません。

4)その他：法人の設立は、平成29年4月1日の予定です。ただし、財産等の移管に関して法律に則った手続きが必要ですので、概ね1ヶ月ほどは法人と任意団体は併存することになります。

一般社団法人日本家族心理学会定款案（別ページ1参照）

一般社団法人日本家族心理学会細則案（別ページ2参照）